

これは臍手でめる。

平成22年9月30日

東京家庭裁判所

家事第2部

裁判所書記官 関野元晴

平成22年(家)第1907号 子の監護に関する処分(面接交渉)申立事件



審 判

本籍

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

申立人

[REDACTED]

代理人弁護士

棚瀬孝雄

同

茨木佳貴

本籍

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

相手方

[REDACTED]

代理人弁護士

[REDACTED]

本籍及び住所 相手方と同じ

未成年者

[REDACTED]

主 文

1 相手方は、申立人に対し、本審判確定後1か月に2回の割合で、申立人が

未成年者と面接交渉を行うことを許さなければならない。

2 当事者双方は、前項の面接交渉の際、以下の事項に従わなければならない。

(1) 第三者機関の付添型を利用する。

(2) 面接交渉の実施に当たっては、第三者機関の指導に従う。

(3) 第三者機関の利用に関する費用の負担は、折半とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

申立人が、未成年者と、月2回以上（2泊3日の宿泊付きで）面接交渉することを求める。

第2 当裁判所の判断

1 事実経過

本件記録並びに平成21年家第[REDACTED]号子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件記録（以下、これらを併せて「一件記録」という。）によれば、以下の事実が認められる。

（1）申立人と相手方は、平成17年7月14日婚姻し、平成18年1月23日長男[REDACTED]（以下「未成年者」という。）が出生した。婚姻後、相手方は、申立人から言葉の暴力を受けていたと感じていた。

平成20年5月6日、申立人は、パソコンを見て、相手方が男性と交際していると思い、相手方を問い合わせてトラブルになり、相手方は、同日、未成年者とともに自宅を出て別居した。現在、相手方と未成年者は、相手方の実家に居住している。

申立人は、平成20年6月2日、相手方を相手として、[REDACTED]家庭裁判所[REDACTED]支部に未成年者との面接を求める子の監護に関する処分（面接交渉）調停事件を申し立て、同事件は、当庁に移送された（当庁平成20年（家イ）第[REDACTED]号事件。以下「前件調停」という。）。同日、申立人は、相手方を相手として、[REDACTED]家庭裁判所[REDACTED]に夫婦関係調整（円満）調停事件を申し立て、これに対し、同月9日、相手方は、申立人を相手として、婚姻費用分担調停及び夫婦関係調整（離婚）調停を申し立て、上記3事件は当庁に移送された（上記の順に、当庁平成20年（家イ）第[REDACTED]号、同年（家イ）第[REDACTED]号及び同年（家イ）第[REDACTED]号事件）。

しかし、平成21年10月5日、上記調停事件はいずれも不成立となり、面接交渉及び婚姻費用調停事件は審判に移行した。面接交渉については、面接の回数、方法について合意が成立しなかった。なお、申立人は、同月30

日、同面接交渉事件を取り下げたが、同年11月26日、再び面接交渉に関する本件調停事件を申し立てた（平成22年2月26日不成立により審判手続に移行した。）。また、上記婚姻費用分担事件は、審判係属中である（当庁平成21年家第[]号事件）。離婚訴訟は、まだ提起されていない。

- (2) 相手方は、平成21年11月ころから、現住所において相手方の母、相手方の弟及び未成年者と生活している。未成年者は、保育園に通園しており、健康状態に問題はない。
- (3) 平成20年5月6日の申立人と相手方の別居後、申立人と未成年者との面接は行われていなかったが、前件調停の中で、平成20年12月24日、テレビ電話による面接が行われ（画像が写らず、音声のみであった。）、平成21年1月23日以降、同年5月26日までの間に、テレビ電話による面接が5回行われた。

平成21年4月16日、当庁において、申立人と未成年者の面接の試行が行われ、約1時間の面接は順調に実施された。

同年6月19日以降、同年9月まで、月に1回ずつ、社団法人家庭問題情報センター（F P I C）を利用して、職員の付添のもとに、池袋や青山子どもの城等で、申立人と未成年者の面接が実施された。前件調停が不成立になった同年10月以降は、面接が実施されていない。

2 面接交渉についての当事者の主張

(1) 申立人の主張

申立人が未成年者と月2回以上、各回とも2泊3日の宿泊付きで面接交渉することを求める。

仮に宿泊を伴わない面接を実施し、第三者機関を利用するとしても、付添型ではなく、受渡型とすべきである。

(2) 相手方の主張

申立人と未成年者の面接は、月2回まで応じるが、第三者機関による付添

型、その費用は当事者双方の折半とするべきである。

3 申立人と未成年者との面接交渉の当否

(1) 面接交渉権は、親権者又は監護者として自ら実際に子の監護養育をしていない方の親が、その子と個人的に面接したりして交渉する権利であり、相手方との離婚前に子と別居している申立人についても子との面接交渉が認められ得るところ、面接交渉の可否や方法、内容については、子の福祉という観点に立って、子の監護のための必要性、相当性を考慮して決められるべきである。

(2) そこで、申立人と未成年者との面接の可否、方法等について検討する。

上記のとおり、従前、申立人と未成年者の面接については、前件調停中に、当庁における試行を経て、第三者機関の職員の付添のもと、実施された経緯があり、その面接は特段問題がなかったものである。今回の未成年者の調査においても、未成年者に申立人の記憶、申立人と面接した記憶が存在すること、未成年者がそれを肯定的に受け止めていることを確認することができた。また、相手方も、上記のような条件の下であるが、月2回、申立人と未成年者の面接を容認している。

したがって、申立人と未成年者の面接については、これを認めることができると考える。

(3) 次に、面接の方法、内容であるが、上記のとおり、申立人と相手方は、トラブルの結果別居して、2年以上経過しており、その間に、本件のほかに婚姻費用分担審判事件が係属しており、将来、相手方の離婚訴訟提起も予想される。なお、申立人は、相手方の不貞行為の結果、別居に至ったと主張しているが、相手方は、別居原因として、申立人の言葉の暴力等を主張しており、いずれにせよ、申立人と相手方の夫婦関係が対立状況にあることは否定できない。申立人は、平成22年4月23日、本件に関連して、未成年者の監護者の指定及び子の引渡しを求める審判事件も申し立て（当庁同年家第 [REDACTED]

号、第 [] 号事件）、同年7月9日取下げで終了したものの、本件の帰趣により、その紛争も再燃しかねない。このような状況下で、相手方は、申立人が、面接時に未成年者を連れ去るのではないかと心配している。

申立人は、月2回以上、2泊3日の宿泊付き面接を主張しているが、一件記録によれば、未成年者は未だ4歳であり、申立人と相手方の別居後、相手方が相手方の母がいないときに自宅以外に宿泊した経験がないことが認められるし、申立人の自宅に宿泊する場合には、未成年者にとって環境の大きな変化をもたらすことが予想され、未成年者も、家庭裁判所調査官に対して、相手方や相手方母のいない状態での宿泊に不安を示していたものである。したがって、直ちに宿泊付きの面接を実施することは、未成年者に大きな負担がかかるものと思料する。

そうすると、申立人と未成年者の面接交渉については、現時点で、申立人の主張する、月2回以上、2泊3日の宿泊付きの面接を認めるのは相当でない。

他方で、相手方は、月2回、第三者機関の付添型の利用、その利用の費用は当事者の折半とするという方法、内容の面接交渉を認めているところ、第三者機関を利用するべきか、利用する場合に付添型とすべきか、受渡型とすべきかについて検討する。

上記認定の申立人と相手方の対立状況、面接についての相手方の不安や未成年者の状況等に照らすと、申立人と未成年者の面接交渉を円滑に進めるためには、第三者機関を利用し、その職員の付添の下での面接交渉から始める（以前に第三者機関の付添型で実施されたことからすると、再開する）ことが相當である。したがって、申立人と相手方の面接交渉については、月2回、第三者機関の付添型を利用する、面接の実施に当たっては第三者機関の指導に従う、その利用に関する費用の負担は折半とするという方法、内容とすることが、未成年者の監護のために必要かつ相当であり、未成年者の福祉に沿

うものと考える。

もっとも、従前の面接交渉の経過等に照らすと、今後、長期間にわたり第三者機関の付添型を利用する必要があるとは言い難く、面接の実施状況、申立人と相手方の間の紛争の状況等を考慮しつつ、半年位のちを目途として受渡型への移行を協議し、検討すること、その後、さらにそれらの状況を考慮した上で、宿泊付きの面接の実施について協議し、検討するのが相当であると思料する。

4 結論

よって、主文のとおり審判する。

平成22年9月30日

東京家庭裁判所家事第2部

家事審判官

新 堀 亮 一